

令和6年度 西都市地域おこし協力隊員（会計年度任用職員）
募集要項「地域コミュニティ業務」

西都市は、宮崎県の中央部に位置しており、花と古墳のまちとして知られています。特に、日本最大級の西都原古墳群には、四季を通じて色とりどりの花々と景勝を求めて多くの観光客が訪れます。

人口は約2万8千人で、田園や里山の美しい自然と都市機能が充実した市街地とが調和した暮らしやすい街となっています。電車は通っていないものの、高速道路のI.Cがあるほか、県都宮崎市に隣接し車で約30分の圏内にあるため、買い物（商業）、医療、福祉、教育等の様々な面でも充足できる環境が整っています。

しかしながら、人口減少や少子高齢化の進展等により地域の活力が衰退しており、地域の担い手となる人材の確保・育成が課題となっています。

このため、地域の新たな担い手として、地域外から意欲ある人材を積極的に受け入れるとともに、外部の新たな視点や発想により地域の活性化を図ることを目的として「地域おこし協力隊員」を募集します。

特に以下の人材を求めています。（これに限定するものではありません。）

- 西都市東米良地区の地域づくり活動に積極的に協力し、共に活動できる方。
- 3年後、東米良地区で就職、起業したい方

1 募集業務内容

【東米良地域づくり協議会活動支援及びコーディネート業務】

東米良地域づくり協議会活動への参画、助言（会議等への出席）に関する命令業務を行っていただきます。

■業務内容

業務の約70%は命令業務を行っていただき、残り30%は自主企画業務を企画・実施していただきます。割合については、あくまで目安であり両業務ともそれなりに関連するものと考えております。

①命令業務

- 東米良地域づくり協議会活動支援業務
- 東米良地区の情報発信に関する業務
- 市民課窓口業務
- 東米良地域づくり協議会会議等への助言

②自主企画業務

- 地域活性化に関する業務
- 地方創生に関する業務
- 3年後の起業、定着に向けた自主企画業務

2 募集人員 1人

3 募集受付期間

令和6年3月20日から随時。採用が決まり次第募集を終了します。

4 副業について

副業可。(ただし、事前に内容を報告し、業務に影響が出ない範囲で行ってください。)

5 申込み資格

- (1) 3大都市圏をはじめとする都市地域等から東米良地区に住居を移し、住民票を移動できる方。
- (2) 普通自動車運転免許証を所有している方。(移住に伴い取得される予定の方も相談に応じます。)
- (3) パソコン (Word、Excel、PowerPoint 等) による書類作成が可能な方。
- (4) インターネット及び SNS (Facebook、Twitter、Instagram 等) を普段から活用し、SNS 等を活用した情報発信が問題無くできる方。
- (5) 自治会に加入し、地域住民と積極的にコミュニケーションを図り、意欲的に行動できる方。
- (6) 最長3年間の活動期間終了後も西都市に定住し、就業又は起業する意欲のある方。
- (7) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない方。

6 任用期間

○市と雇用契約を結ぶ、「会計年度任用職員」として採用します。

○任用期間は、一会計年度 (各4月1日～翌年3月31日) の期間内となります。

ただし、令和6年度は任用の日から令和7年3月31日の期間となります。

なお、採用時期については柔軟に相談に応じますが、いつ着任できるかわからない場合は任用することが難しいため、ご了承ください。

※地方公務員法第22条の2の規定により1か月間は条件付採用期間となります。

※勤務成績が良好な場合は、任用された年度を超えても3回 (最大36月間) を限度として再度の任用を行うことがあります。協力隊員としてふさわしくないと判断した

場合は、任用期間中であっても任用を取り消すことができるものとします。

<会計年度任用職員とは>

地方公務員法第22条の2の規定に基づく、一会計年度内に任用される非常勤一般職の職員です。これまでの嘱託職員や臨時職員に代わるもので、「会計年度任用職員」として任用されます。

7 報酬等

(1) 報酬：月額178,606円 以上

(再度の任用の際には、経験月数による加算あり)

(2) 期末手当：市の規定により期末手当を支給します。

- ・月額報酬×1.225月分を6月・12月に支給
- ・初年度は任用期間が規定の期間に達していない場合は支給されないことがあります。次年度以降は6月・12月支給となります。
- ・在職期間による調整があるほか、率1.225月については変更する可能性があります。

(3) 勤勉手当：市の規定により勤勉手当を支給します。

- ・月額報酬×1.025月分を6月・12月に支給
- ・初年度は任用期間が規定の期間に達していない場合は支給されないことがあります。次年度以降は6月・12月支給となります。
- ・在職期間による調整があるほか、率1.025月については変更する可能性があります。

(4) 通勤に係る費用：市の規定により費用弁償（通勤手当相当）を支給します。

(5) 住居手当：任用期間中の住居費用が概ね半額程度となるよう活動費交付金の中で措置しています。

8 勤務時間・休日

基本的に東米良支所（〒881-1121 西都市大字尾八重9）での勤務となりますが、東米良地域づくり協議会への活動支援内容によっては、活動現場での勤務となります。

○勤務時間：勤務は週5日の1日6時間、週30時間（標準勤務時間：午前9時00分～午後4時00分まで 休憩1時間）を基本とします。

○休日：土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）は休日とします。

※地域づくり協議会のイベント・会議等出勤となる場合があります。（※出勤となった場合は、代休による振替を行います。）

9 待遇・福利厚生

(1) 住居

任用期間中の住居費用が概ね半額程度となるよう活動支援交付金の中で措置しています。

ただし、敷金・礼金・転居に係る費用、生活備品及び光熱水費等は個人負担となります。

(2) 車両

活動に必要な車両は公用車を使用していただきます。

(3) 活動経費

自主企画業務も含めて活動に必要な経費は、地域おこし協力隊活動支援交付金（上記（1）の住居に関する費用も含め上限 100 万円、12 月に満たない場合は月数で按分した額が上限となる。）の補助制度を設けています。

総務省が特別交付措置として支援している額ではなく、金額は 100 万円／年が上限となります。あらかじめご注意ください。

(4) 保険等

社会保険等（健康保険、厚生年金、雇用保険）に加入します。

(5) 休暇等

任用期間や勤務時間に応じて年次有給休暇を付与します。

その他、市の規則に基づき、忌引休暇、病気休暇等の特別休暇が取得可能です。

(6) 時間外勤務

時間外勤務を命じる場合があります。

(7) 服務・人事評価

常勤職員と同様に、服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務専念義務、政治的行為の制限が適用されるとともに人事評価制度、懲戒免職の対象となります。

10 応募方法

(1) 次の書類を西都市総合政策課にメール (kikaku@city.saito.lg.jp) にて送付してください。

①履歴書

②企画書（Word、Excel、PowerPoint のいずれかで作成して下さい。）

任用されたあとに実施したい自主企画の業務の案について企画書を作成して下さい。1つの案に限らず、たくさんの企画を挙げていただいて結構です。

- ③住民票の写し（発行日から1か月以内のもの。）
 - ④運転免許証の写し（表と裏）
- (2) 応募締切り 令和6年4月20日

1.1 選考

(1) 1次選考（書類審査）

提出された書類により選考を行います。

※結果は応募者にメールにて通知します。

(2) 2次選考（面接による審査）

オンラインでの面接審査を行います。

「Cisco Webex Meetings」を使用します。パソコン又はスマートフォンにて使用することができます。

※最終選考結果は、2次選考者にメールにて通知します。

1.2 問い合わせ先

宮崎県西都市役所 総合政策課（担当：岩坂）

〒881-8501 宮崎県西都市聖陵町2丁目1番地

TEL：0983-35-3866 FAX：0983-43-3654

E-mail：kikaku@city.saito.lg.jp